

愛媛 県

媛 発 行

第2533号

平成25年12月24日火曜日 第2533号

\Diamond	目	次	<
	規	則	

災害救助法施行細則の一部を改正する規則.......(保健福祉課)... 973

示

産業廃棄物処理施設の変更の許可申請の概要等......(循環型社会推進課)... 976 指定障害福祉サービス事業者の指定.......(障害福祉課)...977 道路の供用開始(県道美川松山線).......(中予地方局管理課)...977 開発行為に関する工事の完了......(中予地方局建築指導課)... 977 道路の区域変更(県道広見吉田線).....(南予地方局管理課)... 978 道路の供用開始(県道広見吉田線).....() ... 978 道路の区域変更(県道宇和島下波津島線)......(道路の供用開始()) ... 979

選挙管理委員会告示

参議院選挙区選出議員選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨の公表......(選挙管理委員会)... 979

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の 適用を受けるものである。

> 規

○愛媛県規則第51号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成25年12月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則(昭和35年愛媛県規則第17号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 īF 改

- 第2条 災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つこと │第2条 災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つこと ができないときは、当該市町長は、災害救助法(昭和22年法律第 118号。以下「法」という。)第13条第2項の規定に基づき、救 助に着手することができる。
- 実施されるよう、市町長に対し技術的な助言を行うものとする。
- **第3条** 令第3条第1項の規定による救助の程度、方法及び期間 **第3条** 令第9条第1項による 救助の程度、方法及び期間 は、別表1のとおりとする。ただし、これにより難い特別の事情 があるときは、特別基準を設定することがある。
- とおりとする。
- 第13条 法第10条第3項において準用する法第6条第4項の規定に より、当該職員が立入検査に当たつて携帯しなければならない証 票は、様式第12号による。

別表1(第3条関係)

救助の程度・方法及び期間

- ができないときは、当該市町長は、災害救助法(昭和22年法律第 118号。以下「法」という。)第30条第2項の規定に基づき、救 助に着手することができる。
- 2 知事は、法第13条第1項及び前項の規定に基づく救助が適切に 2 知事は、法第30条第1項及び前項の規定に基づく救助が適切に 実施されるよう、市町長に対し技術的な助言を行うものとする。
 - は、別表1のとおりとする。ただし、これにより難い特別の事情 があるときは、特別基準を設定することがある。
- 第11条 法第7条第5項の規定による実費弁償の程度は、別表2の │第11条 法第24条第5項の規定による実費弁償の程度は、別表2の とおりとする。

第13条 法第27条第4項

の規定に

より、当該職員が立入検査に当たつて携帯しなければならない証 票は、様式第12号による。

別表1(第3条関係)

救助の程度・方法及び期間

- 1 避難所及び応急仮設住宅の供与
- (1)・(2) 省略
- 2 省略
- 3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
 - ア 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、住家の全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水(土砂の<u>堆積等</u>により一時的に居住することができない状態となつたものを含む。)若しくは船舶の遭難等により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失し、又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行う ものである。

イ~エ 省略

- 4 省略
- 5 <u>被災者</u>の救出
 - ア <u>被災者</u> の救出は、災害のため現に生命<u>若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、救出するものである。</u>
 - イ <u>被災者</u>の救出のため支出できる費用は、舟艇その 他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び 燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。
 - ウ <u>被災者</u> の救出の期間は、災害発生の日から3日以内とする。
- 6 被災した 住宅の応急修理

ア~エ 省略

7~12 省略

別表2(第11条関係)

実費弁償

- 1 令第4条第1号から第4号までに規定する者
- (1) 日当
 - ア 医師及び歯科医師 1人1日当たり23,200円以内
 - イ 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及 び歯科衛生士 1人1日当たり16,200円以内
 - ウ 保健師、助産師、看護師及び准看護師 1人1日当たり 16,200円以内
 - エ 救急救命士 1人1日当たり14,000円以内
 - オ 土木技術者及び建築技術者 1人1日当たり16,300円以内
 - カ 大工 1人1日当たり17,000円以内
 - キ 左官 1人1日当たり16,900円以内
 - ク とび職 1人1日当たり16,000円以内

(2) • (3) 省略

2 令 第 4 条第 5 号 から第10号までに規定する者

樣式第2号(第4条、第5条関係)

様式第2号(その1)

省略

災害救助法(昭和22年法律第118号)<u>第9条</u>の規定に基づき、 次の物資の保管を命ずる。

省略

注 省略

様式第2号(その2)

省略

災害救助法(昭和22年法律第118号)<u>第9条</u>の規定に基づき、 次の物資を収用する。

省略

- 1 収容施設 の供与
- (1) (2) 省略
- 2 省略
- 3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
 - ア 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、住家の全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水(土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となつたものを含む。)若しくは船舶の遭難等により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等をそう失又はき損し 、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行なうものである。

イ~エ 省略

- 4 省略
- 5 災害にかかつた者の救出
- イ <u>災害にかかつた者</u>の救出のため支出できる費用は、舟艇その 他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び 燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。
- ウ <u>災害にかかつた者</u>の救出の期間は、災害発生の日から3日以内とする。
- 6 災害にかかつた住宅の応急修理

ア~エ 省略

7~12 省略

別表2(第11条関係)

実費弁償

- 1 令第10条第1号から第4号までに規定する者
- (1) 日当
 - ア 医師及び歯科医師 1人1日当たり23,300円以内
 - イ 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及 び歯科衛生士 1人1日当たり16 400円以内
 - ウ 保健師、助産師、看護師及び准看護師 1人1日当たり 16,400円以内
 - エ 救急救命士 1人1日当たり14,100円以内
 - オ 土木技術者及び建築技術者 1人1日当たり16,600円以内
 - カ 大工 1人1日当たり15,000円以内
 - キ 左官 1人1日当たり14,900円以内
 - ク とび職 1人1日当たり14,100円以内

(2) • (3) 省略

2 令<u>第10条第5号</u>から第10号までに規定する者 公路

様式第2号(第4条、第5条関係)

様式第2号(その1)

省略

災害救助法(昭和22年法律第118号)<u>第26条</u>の規定に基づき、 次の物資の保管を命ずる。

省略

注 省略

様式第2号(その2)

省略

災害救助法(昭和22年法律第118号)<u>第26条</u>の規定に基づき、 次の物資を収用する。

省略

注 省略

様式第2号(その3)

省略

災害救助法(昭和22年法律第118号)<u>第9条</u>の規定に基づき、 次の施設を管理する。

省略

注 省略

様式第2号(その4)

省略

災害救助法(昭和22年法律第118号)<u>第9条</u>の規定に基づき、 次の土地、家屋、物資を使用する。

省略

注 省略

樣式第3号(第4条、第5条関係)

省略

災害救助法(昭和22年法律第118号)<u>第9条</u>の規定に基づく 公用令書を、次のとおり変更したので、災害救助法施行 規則(昭和22年総理庁令、厚生省令、内務省令、大蔵省令、運輸 省令第1号)第1条第4項の規定により、これを交付する。

省略

注 省略

様式第4号(第4条、第5条関係)

省略

災害救助法(昭和22年法律第118号)<u>第9条</u>の規定に基づく を必要としなくなつたので、災害救助法施行規則(昭和22年 総理庁令、厚生省令、内務省令、大蔵省令、運輸省令第1号)第 1条第5項の規定によりこれを交付する。

省略

注 省略

樣式第6号(第6条関係)

省略

災害救助法(昭和22年法律第118号)<u>第9条</u>によつて収用 (使用)する物資を次のとおり受領した。

よつて、受領調書を作成し各1通所持するものとする。

省略

注 省略

樣式第8号(第8条<u>、第9条</u>関係)

(表)

省略

上記の者、災害救助法(昭和22年法律第118号)<u>第7条</u>の規定に基づき、次のとおり従事を命ずる。

省略

注 省略

(裏)

従事令書の交付を受けた者の心得

1~4 省略

5 従事令書の交付を受けた者が命令に従わないときは、災害救助法第31条の規定により、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処せられる。

樣式第9号(第8条<u>、第9条</u>関係)

省略

災害救助法(昭和22年法律第118号)第7条の規定に基づく公

注 省略

様式第2号(その3)

省略

災害救助法(昭和22年法律第118号)<u>第26条</u>の規定に基づき、 次の施設を管理する。

省略

注 省略

様式第2号(その4)

省略

災害救助法(昭和22年法律第118号)<u>第26条</u>の規定に基づき、 次の土地、家屋、物資を使用する。

省略

注 省略

様式第3号(第4条、第5条関係)

省略

災害救助法(昭和22年法律第118号)<u>第26条</u>の規定に基づく 公用令書を、次のとおり変更したので、災害救助法施行 規則(昭和22年総理庁令、厚生省令、内務省令、大蔵省令、運輸 省令第1号)第1条第4項の規定により、これを交付する。

省略

注 省略

樣式第4号(第4条、第5条関係)

省略

災害救助法(昭和22年法律第118号)<u>第26条</u>の規定に基づく を必要としなくなつたので、災害救助法施行規則(昭和22年 総理庁令、厚生省令、内務省令、大蔵省令、運輸省令第1号)第 1条第5項の規定によりこれを交付する。

省略

注 省略

様式第6号(第6条関係)

省略

災害救助法(昭和22年法律第118号)<u>第26条</u>によつて収用 (使用)する物資を次のとおり受領した。

よつて、受領調書を作成し各1通所持するものとする。

省略

注 省略

樣式第8号(第8条 関係)

(表)

省略

上記の者、災害救助法(昭和22年法律第118号)<u>第24条</u>の規定に基づき、次のとおり従事を命ずる。

省略

注 省略

(裏)

従事令書の交付を受けた者の心得

1~4 省略

5 従事令書の交付を受けた者が命令に従わないときは、災害救助法第45条の規定により、6月以下の懲役又は5万円以下の罰金に処せられる。

樣式第9号(第8条 関係)

省略

災害救助法(昭和22年法律第118号)第24条の規定に基づく公

用令書は、その必要がなくなつたので、災害救助法施行規則(昭 和22年総理庁令、厚生省令、内務省令、大蔵省令、運輸省令第1 号)第4条の規定により交付する。

省 略

注 省略

様式第12号(第13条関係)

1ページ

災害救助法第10条の規定による立入検査証票

2ページ 省略

3ページ

災害救助法(昭和22年法律第118号)(抜粋)

(指定行政機関の長等の立入検査等)

第6条 省略

- 省略
- 3 前2項の規定により立ち入る場合においては、あらかじ めその旨をその場所の管理者に通知しなければならない。
- 4 当該職員が第1項又は第2項の規定により立ち入る場合 は、その身分を示す証票を携帯しなければならない。
- 5 第1項及び第2項の規定による権限は、犯罪捜査のため に認められたものと解釈してはならない。

(都道府県知事の立入検査等)

- 第10条 前条第1項の規定により施設を管理し、土地、家屋 若しくは物資を使用し、物資の保管を命じ、又は物資を収 用するため必要があるときは、都道府県知事は、当該職員 に施設、土地、家屋、物資の所在する場所又は物資を保管 <u>させる場所に立ち入り検査をさせることができる。</u>
- 2 都道府県知事は、前条第1項の規定により物資を保管さ せた者に対し、必要な報告を求め、又は当該職員に当該物 資を保管させてある場所に立ち入り検査をさせることがで
- 3 第6条第3項から第5項までの規定は、前2項の場合に 準用する。

第5章 罰則

第33条 第6条第1項若しくは第2項若しくは第10条第1項 若しくは第2項の規定による当該職員の立入検査を拒み、 妨げ、若しくは忌避し、又は第6条第2項若しくは第10条 第2項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし た者は、20万円以下の罰金に処する。

4ページ 省略

和22年総理庁令、厚生省令、内務省令、大蔵省令、運輸省令第1 号)第4条の規定により交付する。 省略

用令書は、その必要がなくなつたので、災害救助法施行規則(昭

注 省略

樣式第12号(第13条関係)

1ページ

災害救助法第27条の規定による立入検査証票

2ページ 省略

3ページ

災害救助法(昭和22年法律第118号)(抜粋)

第27条 前条第1項の規定により施設を管理し、土地、家 屋若しくは物資を使用し、物資の保管を命じ、又は 物資を収用するため必要があるときは、都道府県知 事は、当該職員に施設、土地、家屋、物資の所在す る場所又は物資を保管させる場所に立ち入り検査を させることができる。

> 都道府県知事は、前条第1項の規定により物資を 保管させた者から、必要な報告を取り、又は当該職 員に当該物資を保管させてある場所に立ち入り検査 をさせることができる。

> 前2項の規定により立ち入る場合においては、予 めその旨をその施設、土地、家屋又は場所の管理者 に通知しなければならない。

> 当該職員が第1項又は第2項の規定により立ち入 る場合は、その身分を示す証票を携帯しなければな <u>らない。</u>

4ページ 省略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第1410号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以 下「法」という。)第15条の2の6第1項の規定に基づく産業廃棄 物処理施設の変更の許可の申請があったので、同条第2項において 準用する法第15条第4項の規定に基づき、次のとおり告示する。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令 第35号)第12条の9第1項の申請書及び法第15条の2の6第2項に おいて準用する法第15条第3項の書類は、愛媛県県民環境部環境局 循環型社会推進課及び宇和島保健所並びに鬼北町役場において告示 の日から1月間公衆の縦覧に供する。

平成25年12月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代 表者の氏名

あさひ開発株式会社

北宇和郡鬼北町大字出目3320番地 2

代表取締役 魚谷 克也

- 2 産業廃棄物処理施設の設置の場所北宇和郡鬼北町大字出目3352番 外
- 3 産業廃棄物処理施設の種類 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第14号の口に 規定する安定型最終処分場
- 4 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類 廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を含む。)、ゴムくず、 金属くず、「ガラスくず・コンクリートくず(工作物の新築、改 築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず」(石 綿含有産業廃棄物を含む。)、がれき類(石綿含有産業廃棄物を 含む。)
- 5 申請年月日

平成25年12月17日

6 意見書の提出

当該産業廃棄物処理施設の変更に関し利害関係を有する者は、 縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、 愛媛県知事に次のとおり意見書を提出することができる。

- (1) 意見書に記載すべき事項
 - ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、そ の代表者の氏名
 - イ 当該産業廃棄物処理施設の変更に関する生活環境の保全上 の見地からの意見
- (2) 提出先

愛媛県県民環境部環境局循環型社会推進課及び宇和島保健所

○愛媛県告示第1411号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定した。

平成25年12月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

声类老来只	指定障害	福祉 サービス	事 業 者	指定障害福祉 サービスの種類	指定障害福祉	サービス事業所	指定年月日
事業者番号	氏名又は名称	主たる事務所 の 所 在 地	代表者の氏名	サービスの種類	名 称	所 在 地	年月日
3811500341	 特定非営利活動法人桜 	東温市松瀬川3505番地	土手内 弘 喜	就労継続支援 B型	特定非営利活動法人桜 就労継続支援 B 型施設	東温市松瀬川3505番地 1	平成25年 11月 1 日
3811500358	特定非営利活動法人とんとこ	東温市松瀬川785番地	高須賀 功	就労継続支援 B型	とんとこ村	東温市南方454番地	平成25年 11月 1 日
3820300485	合同会社ひより	宇和島市津島町高田甲 2026番地 1	大 西 佐智子	共同生活介護	上谷ひより	宇和島市津島町高田甲 2026番地 1	平成25年 11月 1 日
3820300485	合同会社ひより	宇和島市津島町高田甲 2026番地 1	大 西 佐智子	共同生活援助	上谷ひより	宇和島市津島町高田甲 2026番地 1	平成25年 11月 1 日

○愛媛県告示第1412号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成25年12月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路	の種類	路	線	名	供	用	開	始	Ø	X	間	供用開始の日
県	道	美	川松山	線	松山市水泥町74 同町747番3ま							平成25年12月24日

○愛媛県告示第1413号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。 平成25年12月24日

愛媛県中予地方局長 松 森 陽太郎

検 査 済 証 の 番 号 及 び 交 付 年 月 日	工 事 を 完 了 し た 開 発 区 域 又 は 工 区 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
25中局建(開)第45号 平成25年12月16日	伊予郡松前町大字中川原字薮西909番1及び909番6	松山市保免上1丁目10番14号 ハートグレア保免601号 神 山 陽 子

○愛媛県告示第1414号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。 その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成25年12月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷 地 の幅 員	延長	備考
県 道	広見吉田線	宇和島市三間町大内449番 2 から	IΒ	メートル 13.6~15.4	キロメートル 0.027	
ж Е		同町大内444番2まで	新	11 2~13 .6	0 .027	
"	"	宇和島市三間町元宗210番 2	IΒ	5 4	0 .010	
	"	TTHBIVIUMJ/U사2IV표 2	新	11 .6~11 .8	0 .010	
"	"	宇和島市三間町是能1444番地先から	IΒ	4.6~ 7.0	0 .079	
,,	"	同町是能1433番まで	新	11 D~18 D	080.0	
"	"	宇和島市高串字舟ノ川乙366番 2	IΒ	5.6~11.6	0 .054	
,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	"	了社园(1)的HT/1/ / II C 2000	新	9.6~48.4	0 .054	

○愛媛県告示第1415号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。 その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成25年12月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の	種類	路	線	名	供	用	開	始	Ø	X	間	供用開始の日
県	道	広	見吉田	線	宇和島市三間町 同町大内444番		§3から					平成25年12月24日
"			"		宇和島市三間町]元宗210番	§ 2					11
"			"		宇和島市三間町同町是能1433番		番地先から					"
11			"		宇和島市高串等	₹舟ノ川乙3	366番 2					ıı .

○愛媛県告示第1416号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。 その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成25年12月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区間	旧·新 別	敷 地 の幅 員	延長	備考
	宇和島下波津島線	宇和島市津島町北灘字猪ノ子谷丙221番から	旧	メートル 5.7~ 6.2	キロメートル 0.034	
宗 追	于 州岛	同字立石第10号69番 3 地先まで	新	5 7~99 9	0 .034	

,,	,,	宇和島市津島町北灘字桜木第10号99番52から	旧	11 9~12 4	0 .015	
, ,	"	同字木綿尻丙450番 5 まで	新	11 9~73 2	0 .015	

○愛媛県告示第1417号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。 その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成25年12月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供	用	開	始	Ø	区	間	供用開始の日
県道	宇和島下波津島線	宇和島市津島町北同字立石第10号69			から				平成25年12月24日
ıı .	II	宇和島市津島町北同字木綿尻丙450都		10号99番52	2から				II

○愛媛県告示第1418号

次のとおり落札者を決定した。 平成25年12月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務 を担当する機関の 名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を 決定した手続	入札公告日
県立学校インターネット実習対応パソコン等一式(サーバー25台、パーソナルコンピュータ913台、ブリンタ113台、周辺機器一式、ソフトウェア一式、搬入、据付け、調整等一式)	愛媛県教育委員会 事務局指導部高校 教育課 愛媛県松山市一番 町四丁目4番地2	平成25年11月20日	四国通建株式会社 今治市南大門町一丁目 1番地の15	3 ,447 ,150円 (月額)	一般競争入札	平成25年10月11日

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第94号

平成25年7月21日執行の参議院選挙区選出議員選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨は、次のとおりである。 平成25年12月24日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成25年7月21日執行 参議院選挙区選出議員選挙(愛媛県選挙区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額) 39,174,200円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	井 原 巧	所属党派	自由民	主 党	平成25年6月18日から 1 期間 第 回分
出納責任者氏名	大 西 高 義				平成25年8月26日まで 2
収入				支出	#
主たる寄附				人件費	2 ,110 ,000円 (0円)
(氏名・団体名)		(職業)	(寄附額)	家屋費	747 ,380 (0)
自由民主党愛媛県参議院	院選挙区第一支部		5 000 000円	選挙事	事務所費 553,340 (0)
篠 原 和 貴		団体事務員	170 ,000	集合会	会場費 194,040 (0)
重 城 拓 也		団体事務員	170 ,000	通信費	26 ,996 (0)
野村尋子		団体事務員	160 ,000	交通費	86 ,022 (0)
				印刷費	2 ,427 ,500 (0)

	24日	愛	爰 県	報	第2533号
				広告費	1 ,065 ,761 (0
				文具費	66 ,600 (0
				食糧費	330 ,127 (0
その他の寄附		0 件	0	休泊費	289 ,900 (0
その他の収入			1 ,000 ,000	雑 費	114 ,331 (0
今 回 計			6 500 000	今 回 計	7 264 617 (0
総計			6 500 000	総計	7 264 ,617 (0
		項	目		金額
	選挙運動用通常葉書の作成				311,100円
	ビラの作成				829 <i>4</i> 00円
支出のうち公費負担相当額 -	ポスターの作成				1 287 000円
文山の プラグラ 東京 中 二 中	選挙事務所の立札及び看板の	類の作成			160 ,164円
	選挙運動用自動車等の立札及	び看板の類の	の作成		202 ,192円
	個人演説会の立札及び看板の	類の作成			193 ,105 P.
			計		2 ,982 ,961 円
	植木正勝 所履	属 党 派	日本共	————————————————————————————————————	5年 6 月14日から 第 1 回分
出納責任者氏名中	尾 暁 子			平成2	5年7月5日まで
収入				支 出	
主たる寄附				人件費	0円(0円
(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	家屋費	
日本共産党愛媛県委員会			3 ,725 ,510円		240 ,000 (0
				選挙事務所費	240 ,000 (0 240 ,000 (0
日本共産党東予地区委員会			90 ,000	選挙事務所費 集合会場費	240 ,000 (0
日本共産党東予地区委員会			90,000	集合会場費 通信費	240 ,000 (0 0 (0 0 (0
日本共産党東予地区委員会			000, 00	集合会場費 通信費 交通費	240 ,000 (0 0 (0 0 (0 6 ,070 (0
日本共産党東予地区委員会			000, 00	集合会場費 通信費 交通費 印刷費	240,000 (0 0 (0 0 (0 6,070 (0 494,760 (0
日本共産党東予地区委員会			90 ,000	集合会場費 通信費 交通費 印刷費 広告費	240 ,000 (0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0
日本共産党東予地区委員会			90,000	集合会場費 通信費 交通費 印刷費 広告費 文具費	240,000 (0 0 (0 0 (0 6,070 (0 494,760 (0 80,750 (0 0 (0
				集合会場費 通信費 交通費 印刷費 広告費 文具費	240,000 (0 0 (0 0 (0 6,070 (0 494,760 (0 80,750 (0 0 (0
その他の寄附		0 件	0	集合会場費 通信費 交 副費 印	240,000 (0 0 (0 0 (0 6,070 (0 494,760 (0 80,750 (0 0 (0 49,340 (0
その他の寄附 その他の収入		0 件	0 0	集合会場費 通信費 交 刷 費	240,000 (0 0 (0 0 (0 6,070 (0 494,760 (0 80,750 (0 0 (0 49,340 (0 49,340 (0
その他の寄附		0 件	0	集合会場費 通信費 交 副費 印	240,000 (0 0 (0 0 (0 6,070 (0 494,760 (0 80,750 (0 0 (0 49,340 (0 49,340 (0
その他の寄附 その他の収入		0件	0 0	集合会場費 通信費 交 刷 費	240,000 (0 0 (0 0 (0 6,070 (0 494,760 (0 80,750 (0 0 (0 49,340 (0 49,340 (0
その他の寄附 その他の収入 今 回 計		0件	0 0 3 815 510	集合会場費 通 交 印 広 文 食 休 雑 今 食 休 雑 今	240,000 (0 0 (0 0 (0 494,760 (0 80,750 (0 0 (0 49,340 (0 870,920 (0
その他の寄附 その他の収入 今 回 計	選挙運動用通常葉書の作成		0 0 3 ,815 ,510 3 ,815 ,510	集合会場費 通 交 印 広 文 食 休 雑 今 食 休 雑 今	240,000 (0 0 (0 0 (0 0 (0 494,760 (0 80,750 (0 0 (0 49,340 (0 49,340 (0 870,920 (0

平成25年12月]24日	数 数	差	_		第2533号
	ポスターの作成					0円
支出のうち公費負担相当額	選挙事務所の立札及び	び看板の類の作成				0円
	選挙運動用自動車等の	の立札及び看板の類の	の作成			0円
	個人演説会の立札及び	び看板の類の作成				0円
			計			0円
報告書受理年月日 ————		平成 25 年	8月1日		第 1 回 報	告 分
候補者氏名	郡昭浩	所属党派	無所	属		
出納責任者氏名 郡		71 唐 元 加	//// ///	冲	平成25年 7 <i>)</i> 期 間 平成25年 7 <i>)</i>	第 1 回分
収入				支 出	<u> </u> :	
主たる寄附				人件費		0円(0円)
(氏名・団体名)		(職業)	(寄附額)	家屋費		0 (0)
			0円	: 選挙事	孫所費	0 (0)
				集合会	☆場費	0 (0)
				通信費		0 (0)
				交通費		0 (0)
				印刷費		23 ,984 (0)
				い心見		
				文具費		0 (0)
				食糧費		0 (0)
その他の寄附		0 件	0	休泊費		0 (0)
その他の収入			30 ,000	雑 費		0 (0)
今 回 計			30 ,000	今 回	計	24 ,766 (0)
総計			30 ,000	総	計	24 ,766 (0)
		項	目			金額
	選挙運動用通常葉書の	D作成				0円
	ビラの作成					0円
支出のうち公費負担相当額	ポスターの作成			0円		
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成			0円		
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成			0円		
	個人演説会の立札及び看板の類の作成 			0円		

候補者氏名	藤 岡 佳代子	所属党派	みんな	の党	平成25年 5 月 期 間	31日から 1 第2回分
出納責任者氏名	藤 岡 喜美代				平成25年11月	
収入				支 出		
主たる寄附				人件費		570,000円(0円)
(氏名・団体名)		(職業)	(寄附額)	家屋費		269,630 (0)
みんなの党愛媛県支部	基合会		10 ,000 ,000円	選挙事	務所費	264 ,000 (0)
みんなの党参議院愛媛	₹第1支部		2 ,000 ,000	集合会	場費	5 ,630 (0)
みんなの党参議院比例領	 16支部		300,000	通信費		0 (0)
				交通費		26 431 (0)
				印刷費		1 ,791 ,088 (0)
				広告費		2 ,621 ,115 (0)
				文具費		10 ,963 (0)
				食糧費		58 ,450 (0)
その他の寄附		0 件	0	休泊費		24,600 (0)
その他の収入			300 ,000	雑 費		728 ,323 (0)
今 回 計			12 ,600 ,000	今 回	計	6 ,100 ,600 (0)
総計			12 ,600 ,000	総	計	6 ,100 ,600 (0)
		項				金額
	選挙運動用通常葉書		П			311 ,100円
	ビラの作成					
						829 400円
支出のうち公費負担相当	ポスターの作成					650 ,588円
	選挙事務所の立札及	とび看板の類の作成 				126 ,000円
	選挙運動用自動車等	等の立札及び看板の類	の作成			199 ,500円
	個人演説会の立札及	とび看板の類の作成				49 ,350円
			計			2 ,165 ,938円
起生事巫珊年口口			8 5 8 F 21 F		1 第 2 回 起	生 厶
報告書受理年月日		25 平成 25 年 25	8 5 8 月 21 日 11 18		第 2 回 報 3	告分
		25	11 18	IB)#4	第 2 回 報	告分
報告書受理年月日候補者氏名	森 田 浩 二	平成 25 平成 25 年 25 所 属 党 派	8 5 8 月 21 日 11 18	現 党	第 2 回 報 3 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	37日から 1
		25	11 18	現党	第 2 回 報	37日から 1 第2回分
候補者氏名	森田浩二	25	11 18	現 党 支 出	第 2 回 報 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3	37日から 1 第2回分
候補者氏名	森田浩二	25	11 18		第 2 回 報 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3	37日から 1 第2回分
候補者氏名 出納責任者氏名	森田浩二	25	11 18	支 出	第 2 回 報 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3	37日から 1 第2回分 34日まで 3 208,065円(0円)
候補者氏名 出納責任者氏名 収入 主たる寄附	森田浩二	所属党派	幸福実	支 出	第 2 回 報 3 平成25年3月 期 間 平成25年9月	37日から 1 第2回分 34日まで 3 208,065円(0円)
候補者氏名 出納責任者氏名 収入 主たる寄附 (氏名・団体名)	森田浩二	所属党派	幸福実	支 出 人件費 家屋費	第 2 回 報 3 回 報 平成25年3月 期間 平成25年9月	37日から 1 第2回分 34日まで 3 208,065円(0円) 235,600 (0)
候補者氏名 出納責任者氏名 収入 主たる寄附 (氏名・団体名) 幸福実現党愛媛県本部	森田浩二	所属党派	幸福実 (寄附額) 1 290 ,000円	支 出 人件費 家屋費 選挙事	第 2 回 報 3 回 報 平成25年3月 期間 平成25年9月	37日から 1 第2回分 34日まで 3 208,065円(0円) 235,600 (0)
候補者氏名 出納責任者氏名 収入 主たる寄附 (氏名・団体名) 幸福実現党愛媛県本部	森田浩二	所属党派	幸福実 (寄附額) 1 290 ,000円	支 出 人件費 家屋費 選挙事	第 2 回 報 3 回 報 平成25年3月 期間 平成25年9月	37日から 1 第2回分 34日まで 3 208,065円(0円) 235,600 (0) 235,600 (0)

1 /3/,25 12/	J- 'H			7,12000			
			広告費	1 ,093 ,050	(0)
			文具費	2 <i>4</i> 38	(0)
			食糧費	4 <i>4</i> 78	(0)
その他の寄附	0 (牛 0	休泊費	0	(0)
その他の収入		0	雑費	148 ,797	(0)
今 回 計		8 290 000	今 回 計	2 895 214	(0)
総計		8 290 000	総計	2 895 214	(0)
	I			_			

	項目	金額
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	0円
	ビラの作成	0円
	ポスターの作成	0円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	0円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	0円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	0円
	計	0円

報告書受理年月日	25 8 5 平成 25 年 8 月 15 日	1 第 2 回 報 告 分	
	25 9 9	3	

平成25年12月24日 発行 983